

(3)産業振興や地域経済の活性化に係る取組の現状について

令和7年8月28日（木）
会議資料

企業誘致件数（2件）

■能勢町天王地区

- 高度環境制御栽培施設 1.3ha（トマト栽培ハウス）

本町において標高が600mと高く、夏の気温の低い天王区の気候を利用し、7-9月に安定供給できるように、生産技術高度化施設（高度環境制御栽培施設）を利用したトマトの栽培の可能性について検討・協議を進め、令和7年3月に生産技術高度化施設が完成し、6月からトマトの出荷を開始しました。



能勢トマト

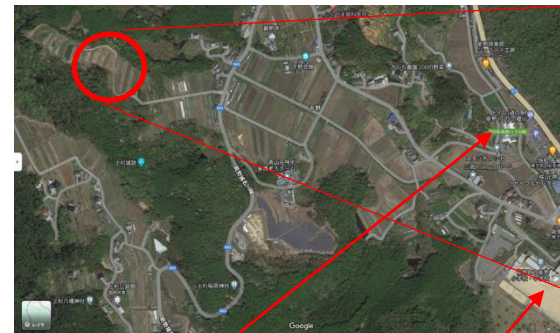


たまとま



■能勢町平野地区

- 遊休農地を利用し、路地栽培＋水稻（約0.3ha）



道の駅（くりの郷）

能勢ささゆり学園

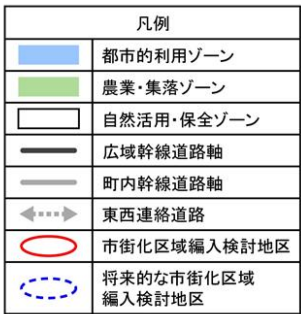




能勢町

- ## ■市街地整備と自然環境等保全との適切なバランスを図る。

「都市的利用ゾーン」「農業集落ゾーン」「自然活用・保全ゾーン」

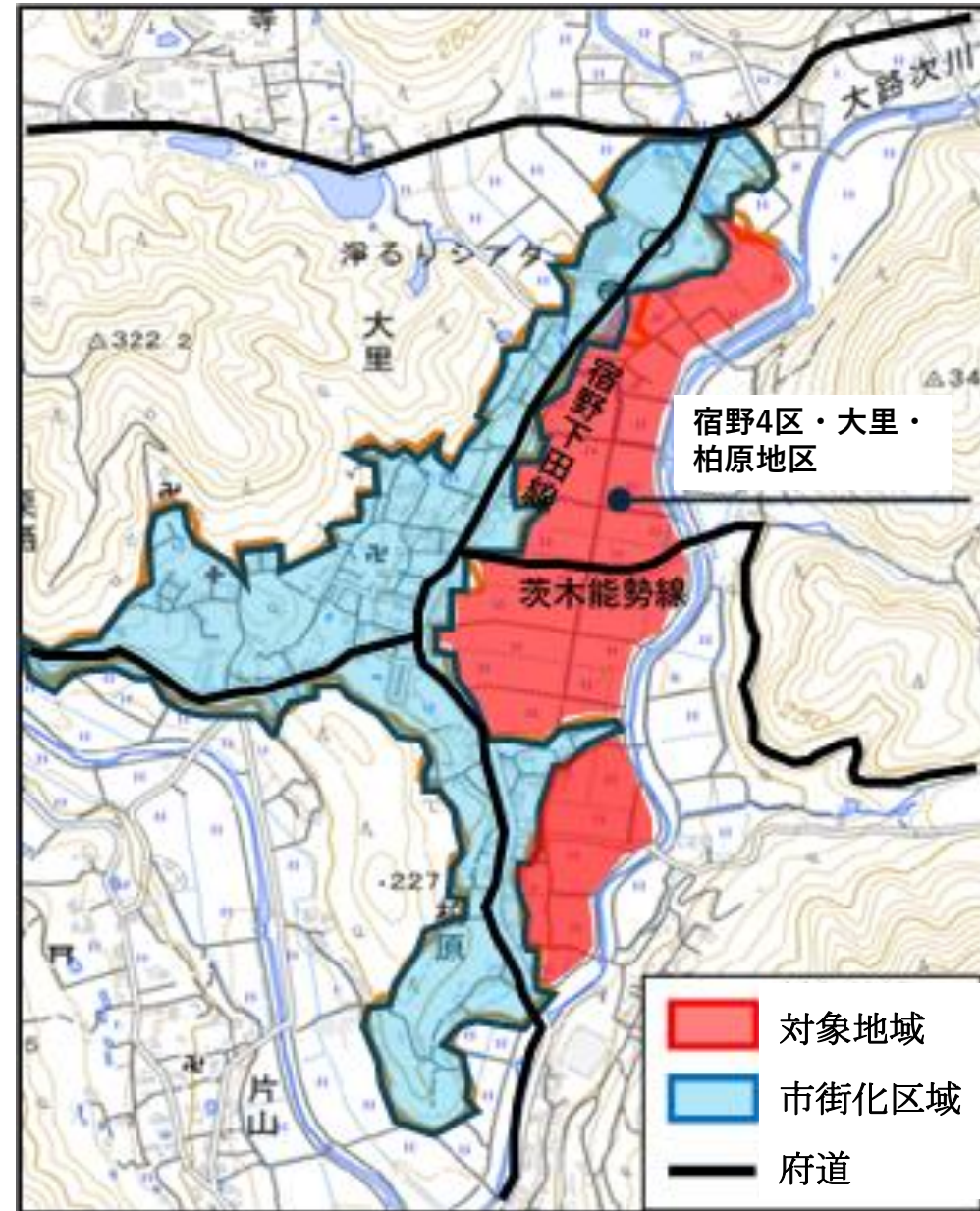


【候補地】宿野4区・大里・柏原地区

- ・市街化区域に隣接し、市街化区域と一体となったまちづくりが可能。
- ・府道宿野下田線と府道茨木能勢線の沿道。
- ・下水道、水道等のインフラの整備済。

当地区において、既存の農地を産業用地として土地利用転換できるように取り組んでいく。

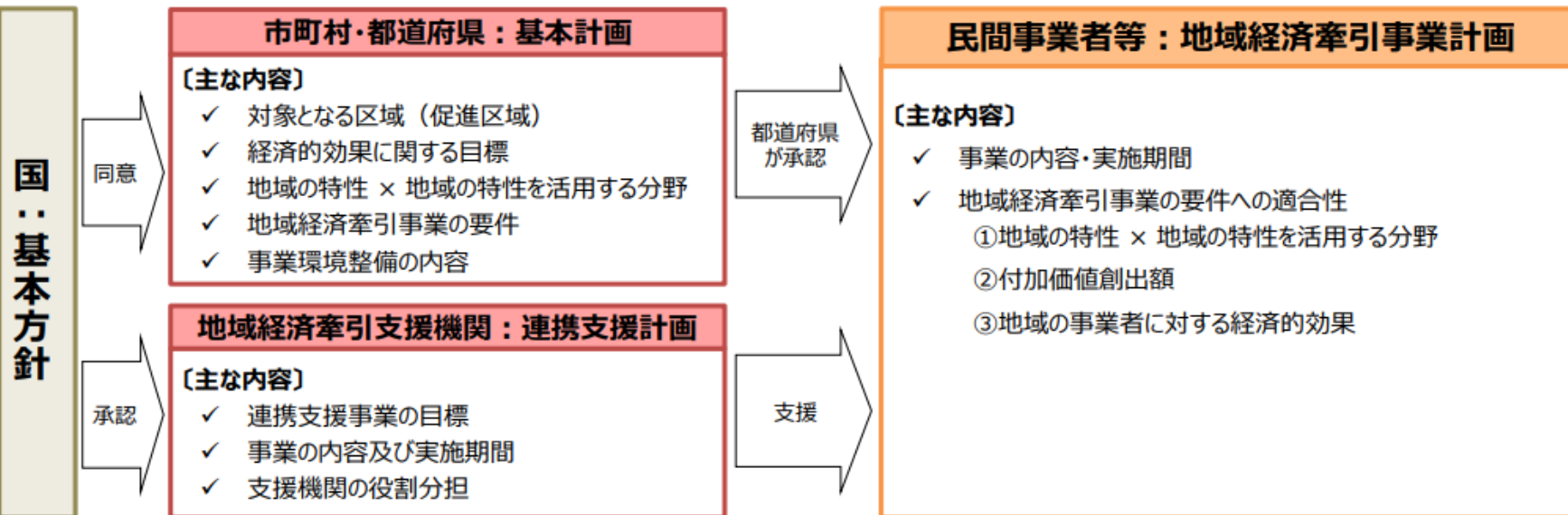
- | | |
|----------|--|
| (1) 面積 | 約 24ha |
| (2) 法的条件 | 地区の全体が市街化調整区域、農振農用地 |
| (3) 事業手法 | 土地区画整理事業（組合施行） |
| (4) 経過 | |
| 令和4年度 | 地権者説明会（2回） |
| 令和5年度 | 世話役（各区の代表）6名の方が了承
世話役会（5回）地権者説明会（2回）
事例地視察、企業アンケート |
| 令和6年度 | 地権者個別面談
まちづくり協議会の発足（R06.12.08）
事業化検討アドバイザーの募集 |
| 令和7年度 | 事業化検討アドバイザー決定（R07.06.15） |



地域未来投資促進法（2017年7月施行）の概要

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

- 地域未来法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するもの。
- 国の基本方針に基づき、市町村・都道府県は基本計画を策定し、国が同意。同意された基本計画に基づき、民間事業者等は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。
- 国の基本方針に基づき、地域経済牽引支援機関（公設試・大学等）は連携支援計画を策定し、国が承認。



①税制による優遇措置 ②金融による支援措置 ③規制の特例措置 ④予算による支援措置 等

■支援措置の一覧

①税制による優遇措置

- ・地域未来投資促進税制
- ・固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税

②金融による支援措置

- ・日本政策金融公庫からの固定金利での融資
- ・日本政策金融公庫による海外展開支援
- ・信用保証協会による債務保証
- ・中小企業投資育成株式会社からの出資
- ・食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん

③規制の特例措置等

- ・工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和
- ・農地転用許可等の手続きに関する配慮
- ・市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮
- ・地域団体商標の登録に関する特例措置
- ・財産処分の制限解除手続きのワンストップ化
- ・事業環境整備の提案
- ・事業承継に関する特例措置

④予算による支援措置

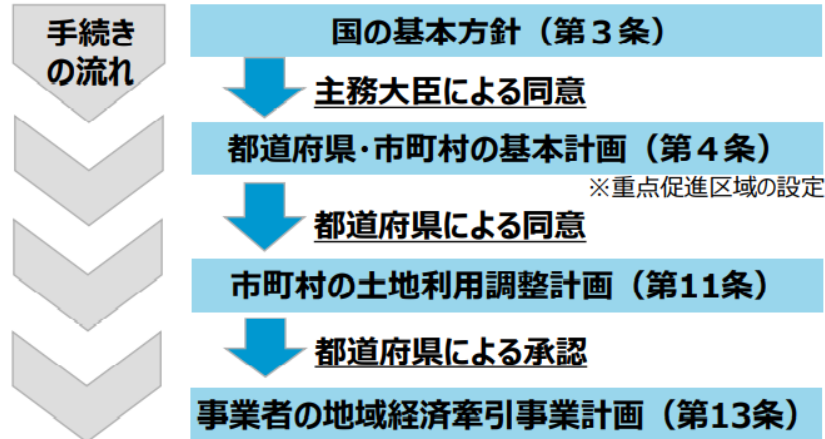
- ・各種予算事業等による加点措置・優遇措置等

地域未来投資促進法における土地利用調整への配慮

③ 規制の特例措置等

- 地域未来投資促進法において事業者が土地利用調整への配慮等を受けるには、都道府県・市町村と調整して所定の手続き（「基本計画」に重点促進区域を設定、市町村が「土地利用調整計画」を策定）を経た上で、都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受ける必要がある。
- これにより、事業実施場所が農用地区域（農振法）や第一種農地（農地法）に当たる場合であっても、農地転用が可能。
※「農用地区域外での開発を優先すること」「面積規模が最小限であること」等の条件を満たすことが必要（右下参照）。
最終的には、農業委員会の意見を聴いて都道府県が農地転用を許可。
- 事業実施場所が市街化調整区域（都市計画法）にも当たる場合であっても、一定の条件を満たした工場・研究施設・物流施設等については、開発許可が可能。
※ 最終的には、開発審査会の意見を聴いて都道府県が決定。

【土地利用調整の仕組み】



【農地関係手続きの配慮を受ける条件】

- ① 農用地区域外での開発を優先すること
- ② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること
- ③ 面積規模が最小限であること
- ④ 面的整備の実施から8年間が経過していること
- ⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

農地転用許可等の手続きに関する配慮

③ 規制の特例措置等

➤ 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、地域経済牽引事業計画に基づき整備される施設用地について、

- ① 事業実施場所が農用地区域に当たる場合に、農用地区域からの除外ができます。
- ② 事業実施場所が第一種農地に当たる場合でも、農地転用を許可できます。

<農地法等の適用関係>

